

# 市単独事業

## 『令和7年度福知山市水稲渇水対策支援事業』について

夏季の水不足の影響による水稲の収量減少や品質低下等が発生する中、渇水に対応するため、農業経営の基盤強化に資する機器の導入を支援します。

### 1 事業の内容

◆対象品目 水稲（飼料用米は対象。飼料用 WCS は対象外。）

◆補助対象機器、補助率等及び補助額

| 補助対象機器                                   | 補助率等  | 補助額                      |
|--|---|--------------------------|
| 1 農業用揚水ポンプ（購入又はリース）<br>（1 実施主体あたり 2 台まで） | 事業費（税抜）× 1 / 2 以内<br>（1,000 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。） | 補助対象事業者当たり<br>【上限 10 万円】 |
| 2 上記 1 の設置に必要な費用<br>（燃料代は除く）             | 【事業費 3 万円（税抜）以上が対象】                                 |                          |
| 3 その他市長が特に認めるもの                          |   |                          |

◆事業実施主体

農区、水利組合、集落営農組織

（水利組合又は集落営農組織は、規約を作成していることが必要）

◆留意事項

- ・受益地が重複しないこと  
（※ 農区内にある水利組合が申請している場合、農区の申請はできません。）
- ・補助対象は令和 7 年産水稲に使用し、かつ令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までに納品されたものに限る。（既に購入もしくは発注済の場合も対象になります。）
- ・国や京都府が実施する同種の事業と重複申請とならないこと

### 2 申請から交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者（事業主体）において、事業計画承認申請書を作成し福知山市役所農業振興課へ提出
- ② 申請内容を審査後、承認通知
- ③ 補助対象事業者（事業主体）において、交付申請書を作成し福知山市役所農業振興課へ提出
- ④ 申請内容を審査後、交付決定  
※ 事業完了後、実績報告書を作成し、福知山市役所農業振興課へ提出  
※ 必要に応じて他の書類も提出

### 3 申請期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）までに下記窓口へ

問い合わせ先：

福知山市産業部農業振興課農業経営係 0773-24-7044